



小千谷市避難所運営マニュアル（概要版）

小千谷市避難所運営マニュアルは、避難者、地域住民、施設管理者の3者が協力して、避難所を円滑に運営することを目的としています。下記のとおり、「初動期」、「展開期」、「安定期」、「撤収期」と4つの時期に分けて作成しています。



初動期	避難所開設時の初動対応や、短期に避難所を閉鎖する場合の避難所運営について記載しています。
展開期・安定期	長期的な避難生活に対する、避難所の開設・運営の留意事項について記載しています。 避難所での仕組みや規則に従った日常性を確立して、安定した避難所運営や避難者の自立再建に向けた運営をめざします。
撤収期	周辺のライフライン機能の回復にあわせ、避難所施設の本来業務の再開に向けて必要な準備を行います。

===== 避難所開設(初動期) =====

1. 避難所開設のための開錠・受け入れ準備 マニュアル(初動期)

避難所への参集 	避難所の開設基準 ○市内で震度5強以上を観測した場合 ○洪水や土砂災害などにより避難準備情報、避難勧告、避難指示を発令する場合。	
施設の点検 	避難者リーダーと施設管理者(以下、管理運営者)は、協力して施設の安全を確認します。	P10,18(3-1-1(1),4-1-2)
受け入れ場所の決定	建物内の避難者の避難スペースを決めます。 ○避難スペース…避難人数に応じて、開放する部屋を決定。 ○共用部分…廊下、階段、トイレなど ○立入禁止場所…校長室、職員室など } 避難スペースにはしない	P10,18(3-1-1(4),4-1-5)
施設の開錠 	避難者を受け入れる部屋を開錠します。	P10,18(3-1-1(2),4-1-3)
避難所開設報告 	市の災害対策本部に対し、避難所を開設したことを報告します。	P10,19(3-1-1(5),4-1-6)

2. 避難者状況の把握

避難者名簿の記入	避難者名簿を配布して、避難者に記入してもらいます。	P10,19(3-1-1(7),4-1-8)
避難者の把握	避難者名簿を集計し、避難者を把握します。	
避難所状況報告	市の災害対策本部に対し、避難所の状況を報告します。	P10,19(3-1-1(5),4-1-6)

3. 食料・物資の要請と配給

ニーズの調査	避難者のニーズを把握します。	P10,20(3-1-1(10),4-1-11)
市災害対策本部への要請	市の災害対策本部へ必要な食料と物資を要請します。	
食料・物資の受入	物資が届いたら、避難者と協力して搬入し、在庫管理をします。	
食料・物資の配給	原則として、世帯の代表者に配給します。	

災害時要援護者に優先的に配給するようにしましょう。

==== 避難生活が長期化する場合(展開期・安定期) ====

避難が長期化する場合は、避難所運営委員会を設置し、運営していくことが必要になります。

4. 避難所の運営体制づくり

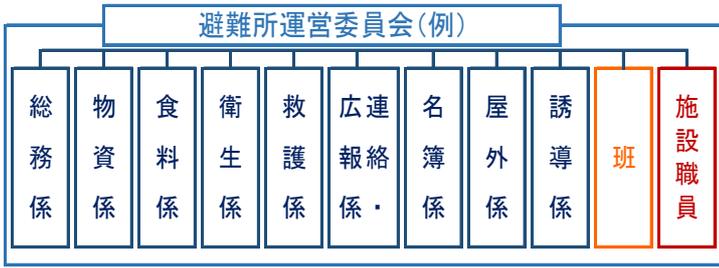
運営委員会の設置	施設管理者、班及び運営係の代表等で運営委員会を設置し、会長等を選出します。
班の編成・代表の選出	近隣の避難者を10世帯程度の班に編成し、代表を選びます。
各運営係の設置	班とは別に、具体的な業務の実施のための運営係を設置します。

避難所運営に女性の意見を取り入れるため、委員に女性も入れましょう。

役割	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内のルール決定、変更と避難者への周知 ・避難者の要望、意見のとりまとめ ・避難者の要望、意見に対する対処 ・市災害対策本部との連絡
----	--



- 構成**
- 自主防災組織の役員
 - 自治会、町内会等の役員
 - 避難者の代表者
 - 施設職員
 - ボランティア



マニュアル(展開期・安定期)

P12,22(3-2-1.4-2-1)

P7「避難所における共通理解ルール」参照

P66 資料1「避難所運営委員会系統図」参照



□ 避難所運営で配慮が必要なこと

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

円滑な運営のために・・・

避難所内での方針やルールを決定しましょう。
 生活のリズムを決め、生活のルールを作りましょう
 避難所の仕事は、一部の人の負担にならないよう、交代で業務を行いましょう。
 個人情報の管理を徹底しましょう。
 情報はみんなが見える形で共有しましょう。

みんなに優しい避難所にするために・・・

プライバシー確保と声掛けなどの見守りに配慮しましょう。
 子どもの居場所を作りましょう。
 衛生管理をしっかりして、感染症の予防を図りましょう。
 健康管理のため、こまめな運動を心掛けましょう。
 ペットへの対応は場所を決めて行いましょう。



5. 避難所の縮小・閉鎖

閉鎖方針	<p>避難者がいなくなったときに閉鎖します。</p> <p>避難者が残っている場合で、避難所の統廃合が決定した場合は、避難所の今後の利用見通しや閉鎖時期等について、避難者や施設職員と協議する場を作り、調整を図ります。</p>
避難所の縮小	<p>施設機能の回復(学校の再開等)を求められることから、避難所を徐々に縮小していく必要があります。</p>
避難所の閉鎖	<p>施設の点検を行い、避難所使用前の状態に現状復旧を行ったうえで、避難所を閉鎖します。</p>

マニュアル(撤収期)

P17,34(3-4-1.4-3-3)

P17,34(3-4-2.4-3-5)

P17,34(3-4-3.4-3-6)